

---

---

# 訪タイ報告書

---

---

期 間：2005年7月29日（金）～8月2日（火）（成田7月28日発、同8月3日着）

訪タイメンバー：

今村哲也：早稲田大学法学研究科 博士後期課程・客員研究助手（WG委員）

三浦由美子：フリーランス通訳者（WG委員） 別件でタイに滞在中

目 的： IP&IT 裁判所および最高裁判所における知財紛争処理の動向調査  
10月に開催するアジアセミナー（タイ編）に関する協議

訪 問 先： IP&IT 裁判所 13F 裁判官室  
IP&IT 裁判所 14F 会議室  
IP&IT 裁判所 11F 裁判官室  
最高裁判所 知的財産部門 裁判長室  
IP&IT 裁判所 11F 裁判官室  
タイ警察等

---

---

## IP & IT 裁判所

---

---

日 時：2005年7月29日（金）14:00～15:00

場 所：IP&IT 裁判所 13F 裁判官室

相手側：Jumpol Pinyosinwat 氏 IP&IT 裁判所 判事（Chief Judge of the Court）

大学側：今村哲也 早稲田大学大学院法学研究科（WG委員）

三浦由美子 タイ語フリーランス通訳者（WG委員）

内容：本事業について説明。内容を若干協議するとともに、原稿の執筆を依頼し、引き受けていただいた。大学側から8月末までに回答のサンプルを送付し、それを参考としてジュンポン氏が12月末を予定として原稿を執筆することとした。

---

---

## IP & IT 裁判所

---

---

日 時：2005年7月29日（金）15:00～17:00

場 所：IP&IT 裁判所 14F 会議室

相手側：Suvicha Nagavajara 氏 IP&IT 裁判所 長官（Chief Justice）

Ruangsit Tankarnjananurak 氏 IP&IT 裁判所 判事（Judge）

大学側：今村哲也 早稲田大学大学院法学研究科（WG委員）

三浦由美子 タイ語フリーランス通訳者（WG委員）

内容：10月に開催するセミナーについて協議し、講師としての参加の確約を得た。同席できなかった Visit Sripibool 判事および Phattarrasak Vannasaeng 判事（元長官）については、Ruangsit Tankarnjananurak 判事が報告。また、項目についての若干のヒアリングを実施した。

---

---

## IP & IT 裁判所

---

---

日 時：2005 年 8 月 1 日（月）9:00～12:00  
場 所：IP&IT 裁判所 11F 裁判官室  
相手側：Visit Sripibool 氏 IP&IT 裁判所 判事（Judge）  
大学側：今村哲也 早稲田大学大学院法学研究科（WG 委員）

内容：裁判官室において、アジアセミナーの打合せおよび判例の分析作業。

---

---

## 最高裁判所 知的財産部門 裁判長室

---

---

日 時：2005 年 8 月 1 日（月）14:00～17:00  
場 所：最高裁判所 知的財産部門 裁判長室  
相手側：Suwat Vattanahathai 氏 最高裁判所判事 知的財産部門裁判長  
Udomsak Nitimontree 氏 最高裁判所判事  
Phichit Kumfang 氏 最高裁判所判事（以上 3 名は triplets と呼ばれているらしい）  
Boonrod Tanprasert 氏 行政裁判所判事（初代 IP&IT 裁判所裁判長）  
Maitree Sutapakul 氏 最高裁判所判事  
大学側：今村哲也 早稲田大学大学院法学研究科（WG 委員）  
三浦由美子 タイ語フリーランス通訳者（WG 委員）

内容：ヒアリング。内容は以下の通り。

- ・ 日本の関係者が当事者になる事案は、知的財産関連事案には多い。現在、TSUTAYA のフランチャイズに関する事案が継続中。
- ・ タイの裁判所における先例の扱いは、日本のそれと類似している。コモンロー主義は最高裁判所の判例を判例法として認識するが、シビル・ローシステムを採用するタイでは先例を法的拘束力のあるものとはみない。もっとも、事実上の拘束力は有しており、下級裁判所では尊重される。
- ・ 刑事事件で没収した額の半額を被害者に還元する制度は、タイの法制度においても著作権だけの特殊な制度である。他の知的財産にはないし、他の法分野にもない。
- ・ 刑事事件において紛争を解決するという体質については、権威による強制力に頼りがちであるというタイの特殊性もある。
- ・ 最近、あやしげな法律事務所が IP の権利者である外国企業と連絡を取って、私的に権利執行してしまうという事例が増えている。こうした場合、実際の損害額よりも多額を請求する場合があります。加害者も刑事事件になるおそれからそれに応じてしまう。そのため、一番利益を受けているのが、あやしげな法律事務所であるとの話があった。こうした場合、代理権がないのに権利行使をしているというケースもあるようである。
- ・ 執行のための令状が適切に実施されていない現状もある。そこで、最近では、執行に関してはできるだけ令状で厳格に管理する運用を行っている。昔、IP&IT 裁判所のチャンピット判事が、裁判所が令状を発布した場合それで家宅捜索をしているかどうかを調べたのがどれだけあるのかを調べたことがある。最近では令状の実施について厳しく管理している。
- ・ タイの加害者が違法 CD や DVD 等の販売等の著作権侵害等を行っている場合に、それ

が違法であることを知らない場合も多い。しかし、法律を知らないことが抗弁にならないことは、日本と同じである。また、一方で、侵害品の購入が犯罪にならないのは、日本と同じ。

- 日本では、商標侵害品等について、個人輸入であっても税関で没収する制度を検討していると言うが、タイでは、個人的な輸入は自由である。
- 日本は中国に対してどうしているのかという質問を受けたので、日本は中国には強く言いづらい部分があるので、欧米と協調しながら権利執行に関する政策を進めているようだと言った。
- IP & IT 裁判所にいても、いずれ控訴裁判所に異動し、その後、最高裁の知的財産部門に異動する。IP & IT 裁判所をでてから最高裁の知的財産部門に異動するまでに知的財産に関するキャリアのブランクが生じる。情報が欠けたりしてもったいないので、連続性も考えて、控訴裁判所でも IP 関連の部署を作ろうとしている。また、IP & IT 裁判所の組織改革の一つとして、IP & IT 裁判所自体を 3 つの部門に明確に分けるという提案もなされている（国際貿易、知的財産、その他）。また、IP & IT 裁判所から最高裁への上告が多いため、何らかの改革も必要と考えているようである。
- IP & IT 裁判所から最高裁への上告の是非は、罰金や懲役の高低で判断している。その基準については、中央知的財産国際貿易裁判所設置法の控訴の項に規定されている。上告の制限について検討しており、日本の例を知りたいという質問があったので、上告受理申立制度について紹介した。
- 最近話題となった事案として、マイクロソフトの著作権に関する事案がある。マイクロソフトが違法なソフトウェアの複製を摘発するために、店頭において社員が違法なコピーがあるかどうか店員に問い合わせ、持ってきたところそれが違法な複製物だった。そのもの自体を摘発することができるかが問題となったが、最高裁判所は、摘発できないと判断した。権利者が入手した物品を他に違法なものがあることの証拠として用いることはできるが、そのもの自体が違法なものであり没収等の対象となることは主張できないという。また、おとり捜査による場合も、同じの結論となる。
- 最高裁判所からの要望として、日本の裁判所が、裁判官が裁判を行う上での専門的知識を補う場合に、どのような手段を用いているのかを調査して教えて欲しいという意見があった（鑑定制度等、知的財産の問題に限らない）。

---

---

## IP & IT 裁判所

---

---

日 時：2005 年 8 月 2 日（火）9:00 ~ 12:00

場 所：IP&IT 裁判所 11F 裁判官室

相手側：Visit Sripibool 氏 IP&IT 裁判所 判事（Judge）

大学側：今村哲也 早稲田大学大学院法学研究科（WG 委員）

内容：裁判官室において判例の分析作業。

---

---

# タイ警察など

---

---

日 時：2005年8月2日（火）12:30～17:30

場 所：タイ警察など

相手側：グレッグ氏 ゴールデンゲート大学ロースクール学生（2年生）

タイ弁護士

警察官 10 名程度

大学側：今村哲也 早稲田大学大学院法学研究科（WG委員）

内容：警察の強制取り締まりに同行。詳細は以下の通り。

タイ警察に同行し、警察による知的財産権侵害の取り締まり（レイド）に同行した。現場はIP&IT裁判所から警察のワゴン車で45分程度移動したバンコクの市内。裁判官の発布した令状に基づいて、車のオイルフィルターに印刷するための印刷機材（円筒上のオイルフィルターの表面に商標を印刷するためのスクリーンやペンキ）やこれらを量産するための大型装置の没収、加害者2名の逮捕を実施した。民家風のアパートメントにあった量産するための大型装置と印刷のための道具・材料（スクリーンやペンキ等）の他、会計簿・名簿（顧客の名刺）を没収した。現場のトラックに積まれていた生産品については、令状で特定されていないので没収できなかった。被害者は日系の企業（いすゞ、日産、トヨタ、ホンダ、ダイハツ）であり、それらが、同行した弁護士のクライアントになっているのだという。プジョー等の海外の企業の印刷用機材（スクリーン）もあったが、日本企業以外の海外企業はクライアントではないので、没収の対象として令状に特定されておらず、放置したまま現場を撤収した。なお、本件は商標の取り締まりの事案であるが、タイ国内で登録されているものでなければ取り締まりの対象にはならない。



オイルフィルターの模倣品



スクリーン等を確認するタイの弁護士

本件のシンジケートの仕組みは、商標の付されていないオイルフィルターが入荷され、このアパートメントで印刷されたのち、小売りに出荷される仕組み。逮捕された2名はこのシンジケートの自称ボスらしいが、警察は他にボスがいるものと睨んでおり、さらに捜査が進められるらしい。2名は当初は警察とフレンドリーな感じだったが、警察に連れて行かれることになるとふてくされていた。

タイ警察は取り締まりに熱心のようにであり、この日もこの事案の他にもう一件大きな事

件の取り締まりをするという話だった。責任者の携帯電話は始終鳴りっぱなしで、最近仕事にたいへん忙しいという。令状裁判官は、銃撃戦に遭遇するかもしれないので同行させたくないといっていたが、今回の現場はそういう雰囲気ではなかった。

以上